

「住居確保給付金」のご案内

～住居を喪失または喪失するおそれのある方へ～
 ー 住居確保給付金は、生活困窮者の自立を支援するという観点から、一定期間一定の条件を満たした方に、賃借する住宅の家賃を支給する制度です ー

I 対象者の要件

住居確保給付金は、申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがあること。
- ② イ) 申請日において、離職・廃業等の日から2年以内であること（疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は4年以内）。または
 ロ) 給与や業務上の収入を得る機会が個人の責めによらずに減少し、当該個人の就労状況が離職、廃業と同程度の状況にあること。
- ③ 離職等の日において、世帯の生計を主として維持していたこと。
- ④ 申請日の属する月において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること。

（収入には、各種公的年金や仕送りを含めるが、児童手当、児童扶養手当や奨学金は含めない）

世帯人数	基準額 ※1		収入基準額 ※2
1人	8.1万円	+ 家賃額 (ただし地域ごとに設定された基準額が上限)	11.9万円
2人	12.3万円		16.9万円
3人	15.7万円		20.6万円
4人	19.4万円		24.3万円
5人	23.2万円		28.1万円
6人	26.9万円		32.2万円
7人	30.6万円		36.5万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産（預貯金及び現金）
1人	48.6万円
2人	73.8万円
3人	94.2万円
4人	100万円
5人以上	100万円

- ⑥ ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等または自立に向けた活動を行うこと。
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員もしくは暴力団員密接関係者でないこと。

II 支給額等

- ① 住居確保給付金は下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。

世帯人数	支給限度額※3 (床面積15㎡以下は別途規定)
1人	3.8万円
2人	4.6万円
3人～5人	4.9万円

6人	5.3万円
7人以上	5.9万円

※世帯の収入額が、基準額（※1）を超える場合

支給額 = 基準額（※1）+申請者の実際の家賃額－世帯の収入額
ただし、支給額の上限は支給限度額（※3）

- ② 支給期間は3ヶ月間。（一定の条件により延長及び再延長が可能。最長9カ月間）
- ③ 支給方法は、生活福祉課から貸主等の金融機関口座へ直接振り込みます。

Ⅲ 手続きに必要な書類

- ① 住居確保給付金支給申請書、住居確保給付金申請時確認書
- ② 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等（顔写真の無い証明書を提出する場合は2以上の書類）
- ③ 離職等関係書類
 - イ. 離職・廃業等の場合
離職票、雇用保険受給資格者証、雇用契約の非更新通知、離職証明書、退職証明書等。ない場合は給与振込みが一定の時期から途絶えている通帳の写し等、もしくは廃業届
※疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は、その事情を証明する書類の写し
 - ロ. 収入を得る機会の減少の場合
休業を命じる文書、シフトの減少がわかる文書、請負契約等のキャンセルがわかる文書、売上台帳、確定申告の写し等
- ④ 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格者証明書、年金や手当等公的給付の支給額がわかる書類
- ⑤ 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員の申請日の金融機関の通帳等の写し、ネットバンキングも残高をプリントして持参すること
- ⑥ ハローワークの発行する「求職受付票」の写し ※離職・廃業等の方のみ
- ⑦ 住居の賃貸借契約書

Ⅳ 手続きの流れ

1. 住居確保給付金の支給申請

- ① 必要書類(Ⅲ参照)を添えて、「住居確保給付金の支給申請書」を生活福祉課に提出してください。
- ② 生活福祉課から、「入居(予定)住宅に関する状況通知書」の用紙をお渡ししますので、不動産業者等で記載してもらってください。

※住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、河内長野市社会福祉協議会に総合支援資金等の相談をしてください。

2. 入居予定住宅の確保 ※住居を喪失されている方のみ

- ① 住居を喪失されている方は、不動産業者等に住居確保給付金の支給申請書の写しを提示しつつ、住居確保給付金の支給決定等を条件に当該業者等を介して入居可能となる賃貸住宅を探してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は河内長野市内です。
- ② 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」を記載してもらってください。

3. ハローワークでの回答書の受取り

ハローワークで「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の回答を受取り、生活福祉課に提出してください。

4. 住居確保給付金の確認書類の提出

「入居(予定)住宅に関する状況通知書」を生活福祉課に提出してください。

5. 経営相談先への事前相談 ※休業等で事業再生等を目指す方のみ

- ①生活福祉課で「利用にあたっての留意事項の説明」を受け、了承いただければ、生活福祉課より事前相談を申し込みます。
- ②事前相談の結果、経営相談先で経営改善相談になじまないと判断された場合は、ハローワークに登録し、常用就職に向けた求職活動を行っていただきます。

6. 住居確保給付金の審査

- ①必要な書類が整うと、支給の審査をおこないます。
- ②審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、生活福祉課から「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、住居を喪失されている方は同時に「住居確保報告書」を配布します。

7. 賃貸借契約の締結 ※住居を喪失されている方のみ

「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

8. 入居手続き ※住居を喪失されている方のみ

- ①賃貸借契約を締結後、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ②すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。
- ③住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」の写し及び新住所における「住民票」の写しを添付して、「住居確保報告書」を生活福祉課に提出してください。

9. 住居確保給付金支給の決定

住居確保給付金の支給申請に必要な書類と手続きが全て整うと、生活福祉課から「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、自立に向けて「支援プラン」を策定します。

10. 不動産業者等への住居確保給付金支給決定の報告

不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出し、支給が決定したことを伝えてください。生活福祉課が直接家主や不動産業者とやり取りすることはありません。

V 求職活動要件

支給決定が出ると求職活動要件を満たすことが必要となります。

(解職・廃業等の方)

- ① 月2回以上ハローワークで職業相談を受け、「職業相談確認票」に所定の記載を受けてください。
- ② 月4回以上生活福祉課の相談支援員による面接等の支援を受けてください。
- ③ 原則週1回以上、求人先への応募・面接等を行ってください。ハローワークの求人に限らず、求人情報誌や折り込み広告、ネット求人等も活用してください。
- ④ 支援員による面接時に求職活動の状況を「求職活動等状況報告書」「住居確保給付金常用就職

活動状況報告書」「職業相談確認票」により報告してください。

⑤ 策定したプランに基づく活動（職業訓練や就労準備支援事業等）を行ってください。

（休業等で事業再生等を目指す方）

① 月1回は、経営相談先で経営相談を受けてください。

② 月4回以上生活福祉課の相談支援員による面接を受けてください。

③ 月1回以上、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取り組み（セミナーの参加等）を行ってください。

④ 支援員による面接時に活動計画に基づく活動の状況を「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書」により報告してください。

※ 常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を生活福祉課に提出してください。

※ 申請者の就労収入が、収入基準額（※2）以上になった場合は、収入を得られた月から支給が中止になります。

VI 支給の中止

① 上記Vの求職活動を怠ったとき、又は就労支援に関する生活福祉課の指示に従わないとき。

② 受給者が常用就職し、就労に伴い得られた収入の額が収入基準額（※2）を超えたとき。

③ 受給者が常用就職した後に常用就職及び就労により得た収入の報告を怠ったとき。

④ 支給決定後、受給者が住居確保給付金の支給対象となっている賃貸住宅から退去したとき。

⑤ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な支給に該当することが明らかになったとき。

⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処せられたとき。

⑦ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明したとき。

⑧ 受給者が生活保護費を受給したとき。

⑨上記のほか、受給者が死亡する等、住居確保給付金を支給できない事情が生じたとき。

VII 支給の延長

支給期間の3カ月を経ても、常用就職に至らなかった場合、または収入を得る機会が改善せず、引き続き住居確保給付金の支給が認められる場合は、支給最終月の末日までに延長の申請を行うことができます。（要件を満たした場合は延長は2回まで可能です）

ただし、休業等で事業再生等を目指す方は、2回目の延長（7カ月目）からは、全員離職者と同様の求職活動が必要になります。

＜お問い合わせ先＞

河内長野市福祉部生活福祉課

電話 0721-53-1111（内線 123・178）